

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 月 2 8 日

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \end{array} \right)$ 介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成 2 1 年度以降の新たな要介護認定等の実施について

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の仕組みについては、平成 2 1 年度より改正を行うこととしておりますが、新しい要介護認定等基準時間の推計の方法等の適用時期について、市町村等からの問い合わせが寄せられているところです。

このため、新たな要介護認定制度については、別紙のとおり、4 月 1 日以降の申請者に対して適用することといたしましたので、貴管内の各市区町村への周知方、よろしくお願いいたします。

なお、現在、要介護認定に関する告示及び通知に係る改正作業を行っているところですが、これらは、2 月中旬以降に公布又は発出の予定であることを申し添えます。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課

課長補佐 田中

介護認定係 青木、渡邊

TEL 03-5253-1111（内）3944

FAX 03-3595-4010

電子メール watanabe-satoshi02@mhlw.go.jp

要介護認定にかかる制度改正の取扱いについて

① 新規の要介護(要支援)認定申請及び区分変更申請に関しては、厚生労働省が従前よりお示ししているとおり、

A 3月31日までに申請が行われた場合は旧制度に基づく審査判定

B 4月1日以降に申請が行われた場合は新制度に基づく審査判定

を行います。

② また、要介護(要支援)認定の更新申請に関しても、

A 3月31日までに申請が行われた場合は旧制度に基づく審査判定

B 4月1日以降に申請が行われた場合は新制度に基づく審査判定

を行うこととします。

新規及び区分変更

告示(4月1日)

現行制度に基づく審査判定

(3月31日までに申請のあったもの)

新制度に基づく審査判定

(4月1日以降に申請のあったもの)

①-A

①-B

更新

2/28までに有効期間満了

②-A

2月28日までに有効期間が満了する者については、現行制度に基づく審査判定を行います。

3/31有効期間満了

②-A

3月31日に有効期間が満了する者については、現行制度に基づく審査判定を行います。

4/30有効期間満了

②-A

②-B

4月30日に有効期間が満了する者については、3月31日以前に更新の申請が行われた場合には現行制度に基づく審査判定、4月1日以降に申請が行われた場合には新制度に基づく審査判定を行います。

5/31以降に有効期間満了

②-B

5月31日以降に有効期間が満了する者については、新制度での審査判定を行います。

(参考)

3/31以前申請

4/1以降結果通知

※ 3月31日以前に申請が行われた場合には、結果通知が4月1日以降に行われる場合であっても、現行制度に基づく審査判定を行います。